確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

令和3年９月１日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

標記につきましては、令和3年6月3日から令和3年7月2日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。
お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。

No	御意見等の内容	御意見等に対する考え方
1	他制度掛金相当額の導入は、事業主が従業員と給付の内容を約し実施される自主的な努力としての確定給付企業年金制度等と確定拠出年金を直接的に連動させるものであり、同掛金は確定拠出年金の掛金拠出上限を規定するだけでなく、実質的に確定給付企業年金の給付の内容を外形的に拘束する要素として機能することが強く想定されるため、確定給付企業年金法令等において、他制度掛金相当額は確定給付企業年金制度等の給付の内容を拘束しないことを明記してはどうか。	○　今回の制度改正は確定拠出年金の拠出限度額をより公平な算定方法に改善するものであり、公平性の観点から、改正を行ったものです。 ○　なお、他制度掛金相当額の導入が確定給付企業年金の財政運営に影響しないように、基礎率の取扱いについて、通知に記載しております。
2	○DB、企業型DC併用でDB仮想掛金額が27,500円を超える基金に関する対応を再検討いただきたい。 ○当基金ではDB掛金が個人ごとに7,000円～58,500円の範囲でバラつきのあるため、DB仮想掛金額の適用を個人別にするなど、「1基金１DB仮想掛金額」を原則とする現在の考え方を見直していただきたい。 当企業グループでは昭和４０年から、企業努力により従業員のためにかなり手厚い企業年金制度を実施してきました。H23.4.1からはDB制度に加えてDC制度も併用しており、DC掛金も厚生年金保険の標準報酬月額に応じて最高27,500円と制度の上限まで拠出しています。今回の仮想掛金額の試算ではDB掛金が43,000円と試算され、2024年10月以降はDC掛金は12,000円までしか拠出できないことになりそうです。 また、経過措置があるとはいえ、これはDB制度の給付設計を見直した段階で終了となりますので、社会の変化に沿った制度の見直しが今後はできなくなるということを意味しております。同一労働同一賃金、70歳定年制導入等に基づく退職給付の給付設計の再構築など、今後の社会情勢、労働環境の変化に沿った見直しを行いつつ、これまでどおりの給付水準を維持していくことが求められています。 法改正の趣旨はDC掛金額の拡大、すなわち国民の自助努力へのサポートが強化される、と理解しておりますが、当基金においては全く逆の現象が起こります。これは制度の趣旨に反するということになりませんでしょうか。 このような状況に直面している企業および基金があるということをご理解いただき、今一度、救済措置および拠出枠の拡大（上限額55,000円の引き上げ）等についてご検討いただけますようお願いいたします。	○　他制度掛金相当額の算定単位につきましては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会での審議を踏まえ、確定給付企業年金は集団での運営になっていることや、他制度掛金相当額の計算にあたって事務負荷が過大とならないようにすること等を踏まえ、集団単位としております。 ○　今回の制度改正は確定拠出年金の拠出限度額をより公平な算定方法に改善するものであり、企業型確定拠出年金に設ける経過措置は施行時の企業型確定拠出年金の規約に基づく従前の掛金拠出を可能とするものであるため、施行後に新たな見直しを行った場合は、公平性の観点から改正後の新制度の適用を受ける必要があります。
3	趣旨には賛成ですが、算出方法について、言葉による計算式だけでは、一般人の私にはイメージしづらいです。 計算例をいくつかご提示いただけるとありがたいです。	○　他制度掛金相当額の算定方法については、分かりやすく周知を図っていきます。